

川越市保育ステーション条例施行規則(案)に対する意見公募手続きの結果について

1. 意見公募手続きの概要

(1) 募集期間 令和2年4月16日(木)から5月15日(金)

(2) 募集対象

- ① 市内に住所を有する方
- ② 市内の事業所等に勤務する方
- ③ 市内の学校に在学する方
- ④ その他この件に関し、利害関係を有する方

(3) 閲覧場所

川越市本庁舎3階保育課、各市民センター、南連絡所

(4) 意見提出方法

- ① 直接持参
- ② 郵送
- ③ ファックス
- ④ 市ホームページからの電子申請

2. 意見公募手続きの結果

意見提出者2名

3. 意見の概要と市の考え方

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方については、次のとおりです。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	一人親家庭や、勤務地が遠い、勤務時間が長い親が優先的に使用できるシステムにしてほしい。	利用にあたっては、保育の必要性の認定を行うこととし、保育の必要性が高い人が利用しやすいシステムとなるよう、検討してまいります。
2	送迎バス利用は保育園のみならず、幼稚園、認定こども園も対象にして欲しい。	送迎に係る児童の一時的な保育を行う事業につきまして、幼稚園、認定こども園も対象といたしました。運用開始予定時期は次のとおりです。 (1)認可保育所及び認定こども園(2号認定児童のみ) 令和3年7月(予定) (2)幼稚園及び認定こども園(1号認定児童のみ) 令和4年4月1日

3	<p>施設の利用日について、施設の全機能、年末年始を除き、土日祝日、お盆も利用できるようにして欲しい。</p>	<p>一時預かり事業について、年末年始以外は利用できることといたしました。また、送迎に係る児童の一時的な保育を行う事業については、送迎先保育施設等の休業日を考慮し、日曜・祝日及び年末年始を休業日としました。</p> <p>他の機能の利用日については、所管部署と情報共有します。</p>
4	<p>一時保育の時間について、朝6時から夜20時までだとありがたい。</p>	<p>川越市保育ステーションの利用時間につきましては、当該意見公募のほか、各種ニーズ調査の結果等も踏まえ、7時から20時といたしました。</p>
5	<p>送迎バスは育休中の利用も可能として欲しい。利用不可となると退園しなくてはならなくなり、本末転倒となるため。</p>	<p>送迎に係る児童の一時的な保育を行う事業につきましては、育児休業の取得をした場合でも、送迎先保育施設の利用中は、ご利用いただけます。</p>
6	<p>一時保育は、定員枠を多めに取り、お母さんが病院や美容室に行ったり、睡眠不足を解消したりリフレッシュできるように理由を問わず預けられるようにしていただきたい。</p>	<p>一時預かり事業に関する定員につきましては、児童の年齢等に応じ、20名の範囲内としており、保護者の通院のほか、リフレッシュのための利用もできることとしています。</p>

上記のほか、送迎バス利用時における安全対策や子育て安心施設の建物及び設備に係るご意見、川越市保育ステーション以外の事業に係るご意見など、川越市保育ステーション条例施行規則で定める事項にないご意見につきましては、担当部署と情報共有をさせて頂き、今後の事業運営の参考とさせて頂きます。